



# 外国人雇用のポイント 在留カードを確認し、 不法就労を防止する

— 社会保険が適用されることも忘れずに —

一般社団法人SRアップ21  
神奈川会所属／社会保険労務士 北川 淳＝文

## 運送業界における外国人雇用の現状

近年、多くの業界で人手不足が問題になっていますが、運送業界においても人手不足は慢性化しています。特にドライバーの不足は深刻です。長時間の拘束、賃金の減少などの労働条件が敬遠されるのか、20～30代の若い世代の人材を採用することが困難となり、高齢化に拍車がかかっている事業所が多々あります。最近、コンビニエンスストアや飲食店で外国人の労働者を目にする機会が増えました。このように外国人を雇用することで、人材不足を補っている業界もあるのですが、運送業界では外国人のドライバーを目にするのはほとんどありません。それは、一体なぜでしょう？

外国人が日本で90日以上長期滞在、もしくは日本国内で報酬を得る活動をする際には、ビザの取得が必要となります。ビザの中でも特に就労を目的としたビザのことを「就労ビザ」と呼び、一般的には、日本で就労することを目的とした在留資格の総称として使われています。外国人が日本で労働するためには就労ビザが必要なのですが、無条件にどのような職種にでも就けるわけではなく、在留資格として定められている職種の範囲内でしか就労が認められていません。運送業におけるドライバーや倉庫作業の職業については、在留資格が定められておらず、就労ビザが取得できないのです。というわけで、就労の制限が

ない「永住者」や「定住者」、あるいは「配偶者」の在留資格を持つ外国人しか、ドライバーや倉庫作業員として働くことができません。

なお、就労ビザ以外のビザで就労することは認められていませんが、留学ビザで日本に滞在している外国人は「資格外活動許可」を取得することで、アルバイトなどのビザで認められていない活動を行うことができます。留学生がアルバイトの活動許可を得た場合は、1週間で28時間以内の就労（当該教育機関の長期休暇期間にあたっては1日8時間以内の就労が可能）ができるのですが、短時間労働のドライバーというのは現実的ではありません。

## 外国人を雇用したときの留意点

日本国内で就労する限り、外国人であっても労働基準法をはじめとする労働関係諸法令は適用されます。労働基準法第3条は「使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならない」と労働条件面での国籍による差別を禁止しています。外国人であることを理由に低賃金にする、長時間労働を課すなどの差別は許されません。

社会保険の適用については、外国人労働者も日本人と同様に対象となる場合には加入しなければなりません。外国人の中には年金保険は掛け捨てになると誤解してい

たり、保険料の自己負担を嫌がって加入しなかったりすることがありますが、任意加入ではありませんので加入しなければなりません。なお、年金保険には外国人を対象とした保険料の掛け捨てを防止する「脱退一時金制度」がありますので、詳細を説明することも必要です。

また、外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇い入れ及び離職の際に、その氏名、国籍、在留資格などについて、ハローワークに届け出ることが義務づけられています。（雇用対策法第28条）雇い入れた外国人が雇用保険の被保険者である場合は資格取得届、あるいは資格喪失届に記入して、被保険者でない場合は外国人雇用状況届出書に記入して届け出します。

## 必ず「在留カード」を確認 不法就労に気をつける

ビザを取得した外国人には、ビザを取得していることを証明する「在留カード」が発行されます。在留カードには顔写真・氏名などの基本的身分事項、在留資格、在留期間

などの情報が記載されており、外国人はつねに在留カードを携帯することを義務づけられています。

日本に正規の手続きをせずに入国・上陸したり、在留期間を超えて残留したりして正規の在留資格を持たずに労働することを不法就労と言います。正規の在留資格を持っている外国人でも許可を受けずに与えられた在留資格以外の労働をする場合も不法就労となります。不法就労外国人を雇用した者には罰則があります。出入国管理法は「不法就労助長罪」（入管法第73条の2）を定めており、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処す、又はこれを併科するとしています。不法就労外国人であることを知らずに雇用した場合、不法就労と認識していなくても、状況からみてその可能性があるにも関わらず確認をしなかったなど、知らないことに過失があったと判断されれば処罰を免れないことになります。在留カードの情報をしっかりと確認し、不法就労にならないよう気をつけましょう。



一般社団法人 SRアップ21 (<https://www.srup21.or.jp>)

平成6年8月に設立、社会保険労務士(SR)による人事・労務管理の実務家集団で、北は北海道から南は沖縄まで全国的に活動。弁護士・税理士・行政書士など専門士業との関係強化を積極的に図り、企業のあらゆる相談や手続きをワンストップサービスでサポートしている。

◆職場でよくあるトラブルをドラマ仕立てにしたDVD「人事労務トラブル110番vol.5」販売中。本誌読者割引あり。お申し込みはホームページから。